

令和 8 年度 学校防災教育強化月間実施要領

千葉県教育委員会

1 目的

児童生徒のかけがえのない命を守るためには、日ごろから危機を想定し、学校の実情に応じた備えを不断に見直していくことが不可欠である。

本取組は、防災の日を中心とした1か月間を「学校防災教育強化月間」と位置づけ、学校危機管理マニュアル及び防災計画の点検・改善を組織的に進める機会とするとともに、各学校における危機管理意識の向上と防災教育の一層の充実を図るものである。

学校が児童生徒の実態や地域の実情に合った防災教育や防災体制づくりを積極的に進めることを通し、児童生徒が自分の命は自分で守る「自助」はもちろんのこと、協力しながら助け合う「共助」の担い手になれるよう「防災教育」の充実を目指す。

2 実施対象

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校

3 実施期間

毎年9月1日の「防災の日」を含む、8月30日から9月30日まで
(8月30日から9月5日の「防災週間」を含む1か月間)

4 実践内容

(1) 学校主体で実施する実効性のある訓練

ア 多様な場面での避難訓練、避難所設営訓練、保護者への連絡(複数化)を含めた引き渡し訓練を実施し、必要に応じて見直す。

イ 避難を習慣化するためのワンポイント避難訓練を実施する。

ウ 風水害(台風や大雨など)や津波などを想定し、防災計画や避難訓練を見直す。

(2) 学校と地域が連携し実施する合同防災訓練

ア 市町村や関係機関、地域等の協力支援を受けながら、地域と連携して合同防災訓練を実施する。

イ 体験的な訓練となるよう工夫する。

(3) 備蓄品の確認

帰宅困難な児童生徒等の対応用備蓄品の点検と整理をする。

(4) 学校体制の見直し

ア 「学校危機管理マニュアル」等を検証し、必要に応じて見直しをする。

イ 避難所指定の有無に関わらず、避難所対応マニュアルの作成又は確認をする。(職員の役割分担・初動体制等)

ウ 職員の参集計画の確認をする。

(5) 学校における防災教育の充実(※年間を通した取組)

ア 防災教育に関する年間指導計画を作成し、学校の実情に応じて見直しをする。

イ 教職員や児童生徒の防災意識の高揚、災害・防災に係る知識・技能の習得を図る。(職員研修の充実、視聴覚教材の活用、体験的活動等)

(6) 災害時における登下校時の安全確保

ア 通学路等の冠水、土砂崩壊等の危険性を確認し、通学経路の実態を把握する。

イ 登下校時間の変更等に関する情報交換や変更の決定方法について、教育委員会や近隣の学校と確認する。